

基準 9 財務基盤及び管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

大学の教育活動を安定して遂行するための必要な校地、校舎、教育・研究用備品及び図書等を有している。群馬県を設置者とする公立大学であり債務は存在しない。

基本的には前身である旧群馬県立医療短期大学の資産を継承するものだが、適宜機器の更新をしており、より質の高い実践を開発・提供できる保健医療専門職者の養成という本学の目的を達成させるに不足のないものとなっている。

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。

観点 9-1-②： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

授業料、入学試験料、入学料の自主財源について安定的に確保している。毎年概ね3～4倍の志願倍率で定員を欠けることなく入学者を得ている。決算額に対する自主財源（特定財源）の割合は、平成18年度以降、毎年度概ね20%台を維持している（資料9-1-②-1）。

その他、科学研究費助成事業の競争的資金による研究費への申請を積極的に行い、平成24年度は22件の採択を受けた。また、企業との共同研究や学生支援に係わる企業からの寄附受け入れを積極的に行っている。

資料 9-1-②-1 決算額に対する特定財源割合

(単位：円)			
区 分	22年度	23年度	24年度
特定財源割合	27.2%	28.0%	25.3%

【分析結果とその根拠理由】

群馬県を設置者とする公立大学として、群馬県一般会計の歳入歳出予算に計上され、経常的収入を継続的に確保している。さらに、外部資金を積極的に受け入れ、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための収入を確保している。

観点 9-1-③： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係わる計画等が適切に設定され関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

群馬県が設置している公立大学であり、群馬県一般会計の歳入歳出予算県議会において審議・議決を経て、地方自治法等関係法令に基づき県民に公表している。

【分析結果とその根拠理由】

大学の収支に係わる計画等が適切に設定され、関係者に明示されている。

観点 9-1-④： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

群馬県を設置者とする公立大学であり、公会計のため、収支超過となる状況にない。

【分析結果とその根拠】

支出超過はない。

観点 9-1-⑤： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

予算案について、全学委員会である企画運営委員会で行い、県財政当局へ重点的に要求する事業等を審議のうえ決定している。

教員研究費のうち、若手・共同研究費を学長裁量の競争的資金とし、教員の研究意欲を喚起している。

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動に対し、適切な資源配分を行っている。

観点 9-1-⑥： 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係わる監査等が適正に実施されているか。

【観点に係る状況】

群馬県を設置者とする公立大学のため、財務諸表を作成していない。本学を含む群馬県一般会計の歳入・歳出予算及び決算書を作成している。

決算状況は資料の 9-1-⑥のとおりである。

また、財務に係わる監査については県監査委員による監査が毎年度実施されている。（平成 24 年 12 月 4 日事務監査、平成 25 年 2 月 5 日委員監査）そのほか、県会計局による会計実地検査が毎年度行われている。

(平成 24 年 7 月 23 日実施)

参考資料 9-1-⑥ 決算の状況

				(単位:円)		
区 分				22年度	23年度	24年度
歳 入	特 定 財 源	使用料	授業料	261,112,200	265,576,300	261,646,100
			その他使用料	534,724	524,616	524,368
		手数料	入学試験料	6,544,000	7,614,000	6,987,000
			入学料	22,983,000	23,829,000	24,534,000
			その他手数料	55,600	76,000	76,000
		諸収入			4,369,208	4,898,627
	小 計			295,598,732	302,518,543	305,263,641
	一般財源			797,190,032	786,125,207	912,919,348
	国庫補助金			0	0	4,635,000
	合 計			1,092,788,764	1,088,643,750	1,222,817,989
歳 出	経 常 的 経 費	教職員給与		836,639,831	823,661,495	825,788,093
		運営管理		128,717,950	134,602,862	280,382,297
		教務経費		60,464,091	54,355,412	49,728,760
		学生経費		6,324,410	9,920,673	6,214,420
		教員研究費		44,368,928	47,593,000	39,587,547
		図書館運営費		15,312,348	16,991,764	14,624,206
		大学院運営		961,206	556,512	249,000
		専任教員養成講習会		0	962,032	6,243,666
	合 計			1,092,788,764	1,088,643,750	1,222,817,989

※専任教員養成講習会は、23年度より事業開始。

【分析結果とその報告】

財務に係わる監査が適正に実施されている。

観点 9-2-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係わる体制が整備されているか。

【観点到係る状況】

本学の最高議決機関は評議会であり、その構成は資料 9-2-①-1 のとおりである。大学全体の運営に関する事項は大学運営会議で審議され、その構成は学内の評議会構成員である。

大学運営会議の下に全学委員会として、自己評価委員会、企画運営委員会、学術・情報委員会、国際交流委員会、倫理委員会、合同教務委員会、合同入学試験委員会、合同 FD 委員会を設置している。学部における管理運営上の最高意思決定機関として学部教授会があり、その構成員は、教授、准教授、専任講師及び助教である。教授会の下に総務委員会、教務委員会、入学試験委員会、学生委員会、FD 委員会を設置している。大学院については研究科長及び研究科教授を構成員とする研究科委員会が大学院の管理運営を行う体制にあり、その下に研究

科教務委員会、研究科入学試験委員会、研究科FD委員会を設置している。(資料9-2-①-2)

情報通信関係の設備維持管理については、専任の事務職員がおらず、学術情報委員会情報システム部会員である教員に過度の負担がかかっている。

事務組織としては、事務局に管理職として事務局長、管理部長、管理部次長を置き、その下に総務会計係、教務係、学生図書係を設置している。(資料9-2-①-3)

危機管理等として対応すべき分野は防火等に加え、情報管理、公金管理、外部からの侵入者対策、職員/学生医の罹災等が挙げられる。緊急事態に際しては、緊急連絡網を整備し、迅速かつ適切な対応が可能である。防火体制については防火管理規程に基づいて防火管理委員会を置き、消防計画を策定して、定期的に消防訓練を実施している。情報管理については、他大学での事案発生時などに、教職員に対して教授会等で、学生情報、入学試験情報等、各種情報の徹底管理を周知している。また、突発的な事案については、対策本部を設置して集中的に対処する体制を構築している。

また大学は基本的に開放型施設であるが、夜間等の不法侵入者防止のために防犯カメラを設置しており、教職員や学生の交通事故等の発生時には事務局職員が迅速に対応できる体制をとっている。

資料9-2-①-1 評議会

役職	構成	備考
評議員(議長)	学長	大学運営会議の構成員となる
評議員	看護学部長、看護学研究科長	
	診療放射線学部長、診療放射線学研究科長	
	附属図書館長	
	地域連携センター長	
	看護学部教授、看護学研究科教授	
	診療放射線学部教授、診療放射線学研究科教授	
	事務局長	
学外有識者で(県知事が委嘱)	(公社)群馬県看護協会 会長	
	群馬県会議 厚生文化常任委員長	
	国立大学法人群馬大学 学長	
	(公社)群馬県医師会 会長	
県の職員のうちから知事が任命する者	群馬県中小企業団体中央会 会長	
	(公社)日本診療放射線技師会 会長	
	群馬県 健康福祉部長	

資料9-2-①-2 群馬県民健康科学大学 委員会等組織図

(別紙)

資料9-2-①-3 事務職員に関する規程（「群馬県行政組織規則」抜粋）

（内部組織）

第八十条 県民健康科学大学に事務局を置き、事務局に総務会計係、教務係及び学生図書係を置く。

2 前項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。

総務会計係

- 一 庶務に関すること。
- 二 式典に関すること。
- 三 大学諸規程の制定及び改廃に感ずること。
- 四 大学の自己評価及び認証評価に感ずること。
- 五 大学の施設整備に関すること。

教務係

- 一 学生の募集及び入学に試験に関すること。
- 二 教育課程及び保管に関すること。
- 三 単位の認定及び学業成績に関すること。
- 四 聴講生、特別聴講学生、研究生等に関すること。
- 五 学生の入学、休学、退学、転学、復学、卒業、懲戒その他学生の身分に関すること。
- 六 学籍簿の調整及び保管に関すること。
- 七 在学照明、成績証明、卒業証明等の各種証明書の発行に関すること。
- 八 その他教務に関すること。

学生図書係

- 一 学生相談に関すること。
- 二 学生の課外活動に関すること。
- 三 奨学生に関すること。
- 四 授業料等の減免及び徴収猶予に関すること。
- 五 学生の健康の保持増進に関すること。
- 六 学生の就職に関すること。
- 七 図書資料の収集、分類及び整理に関すること。
- 八 図書資料の閲覧及び貸出しに関すること。
- 九 その他学生の厚生補導及び図書館に関すること。

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的達成のために組織体制が整備されている。

ただし、情報関連の設備維持管理に対応できる職員配置が求められる。

観点9-2-②：大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点到る状況】

学生からの意見、要望等は毎年実施している「学生生活アンケート」によって把握している。内容としては、施設・設備、図書館、教務関係、学生生活関係、アカデミック・ハラスメント、セクシャル・ハラスメントなどの分野から様々な意見、要望等が出されている。これらの意見、要望について合同学生委員会で取りまとめ、大学事務局、各学部、及び関係する委員会等に検討を依頼している。意見に対しての回答、要望事項への改善などの措置及び対応可能な要望への理由等をまとめて年度末に学生自治会に提示している。

教員のニーズに関しては教授会や各委員会で意見収集する体制になっている。

学外関係者の意見は、評議会による審議のほか公開講座・オープンキャンパス等の学校行事に関するアンケートによって把握され、また地域からの要望は、毎年定期的で開催している本学所在地区の自治会長、公民館長との地域懇談会を通して反映されている。なお、地域住民のニーズを反映して例としては、東日本大震災に伴って発生した福島第一原子力発電所の原子力災害について、正しい放射線・放射能に対する知識を身につけたいという地域住民の要望にこたえ、「放射線・放射能とは何だろうか?」と題して緊急公開講座を県内2箇所で開催した。

【分析結果とその根拠理由】

学生のニーズは学生アンケートによって、教員のニーズは教授会や各委員会で適宜把握できている。また、地域懇談会等の地域住民との交流事業によって公式・非公式に地域住民よりの要望を取り入れ、ステイクホルダーのニーズを運営に生かしている。

観点9-2-③： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし。

観点9-2-④： 管理運営のための組織及び事務組合が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に係わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

教員・事務局職員は県や公立大学協会等関係団体の主催する研修会等に組織的に参加している（資料9-2-④-1）。

資料9-2-④-1 平成24年度参加研修

研修機関	研修名
群馬県自治研修センター	新規採用職員研修、新任係長研修、新任所属長研修
	育児休業支援研修
	目標管理研修
	通信研修
公立大学協会	公立大学職員セミナー
千葉大学看護学研究科	看護学教育ワークショップ

【分析結果とその根拠】

教職員は各種研修会に積極的に参加し、職員の資質向上に組織的に取り組んでいる。

観点9-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点到係る状況】

本学では学校教育法第109条の規定にのっとり、毎年度「自己点検・評価報告書」を作成し公表している。本報告書作成のための基本的なデータは各学内委員会が企画する各種アンケート等によって収集され、自己評価委員会に設置される自己点検・評価報告書作成部会にて報告書の作成がなされる体制ができています。

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価を行う体制が整備されている。それをひろく県民の目に触れるように公開がなされている。また、教職員及び非常勤講師に配布することで、全学で課題等を共有できている。

観点9-3-②： 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点到係る状況】

平成23年度に開学7年が経過し、学校教育法第109条第2項の規定により、認証評価機関である独立行政法人大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審した。その結果、本学は同機構の定める大学評価基準に適合することが確認された。

また、学外評議員によって検証される体制にある。

【分析結果とその根拠理由】

平成23年度に初めての外部評価である大学機関別認証評価を受審した。

観点9-3-③： 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点到係わる状況】

大学機関別認証評価を受け、平成24年度から各委員会で「委員会活動の事業計画・執行・評価シート」を作成することにより、計画的な委員会運営及び振り返りを行った。また、各教員個人が「教員活動状況報告書」を平成24年度分から毎年度作成し、その活動状況を振り返るとともに、学部長および学長から評価・指導を受けることとした。

【分析結果とその根拠理由】

評価結果がフィードバックされ管理運営の改善のための取り組みを行っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・独立行政法人大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審し、同機構の定める大学評価基準に適

合することが確認された。

- ・管理運営体制は、評議会を最高機関として全学的な問題を審議する大学運営会議およびそれに付随する各全学委員会、学部・研究科の問題を議論する各学部・研究科委員会およびそれに付随する各委員会が整備され、適切な意思決定がなされる体制となっている。
- ・諸規程は体系的に整備され、いつでも閲覧できる状態にある。
- ・大学運営会議で学内運営の重要事項を審議するとともに、学長、両学部長、附属図書館長、地域連携センター長、事務局長からなる非公式な会合を開催し、学長のリーダーシップの元で効果的な意思決定を行うことのできる組織体制となっている。

【改善を要する点】

- ・情報関係の整備維持管理は、事務職員のみで対応できず、特定の教員に過度の負担がかかっている。